

内灘町長 生田 勇人 様

内灘町監査委員 岡崎 裕介

内灘町監査委員 南 守雄

定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

記

- 1 監 査 実 施 課 総務部：総務課・税務課・財政課
町民福祉部：住民課・子育て支援課・保険年金課・保健センター
福祉課・地域包括支援センター
都市整備部：企画振興課・都市建設課
復旧復興推進部：復興まちづくり推進課・地域再建整備課
教育部：学校教育課・文化スポーツ課
会計課、消防本部、議会事務局、監査委員事務局
- 2 監 査 の 範 囲 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの事務の執行状況
- 3 監査の実施日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日 (月)・2 8 日(火)・3 1 日(金)
- 4 監 査 の 方 法 町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、担当部課長から事務事業の執行状況について説明を聴取して実施した。
- 5 監 査 資 料 (1)職員現員表 (2)主な事務分掌 (3)課の重点目標 (4)課の懸案事項 (5)主要事業の年間計画とその執行状況表 (6)歳入歳出予算執行状況表 (7)他団体会計取扱状況
- 6 監 査 の 結 果 各課における歳入歳出予算の執行、事務事業の執行については、おおむね適正であると認める。今後とも、適正な事務処理に努めていただきたい。